

上場株式等の取得価額の計算

POINT

- ①証券会社での買付けの方法により取得した株式等の取得価額は、「取得単価×取得株数+取得に要した費用」により計算します。
- ②同一銘柄を2回以上にわたり取得し、その一部を売却した場合の取得価額の計算は、現物取引（譲渡所得、事業所得、雑所得）・信用取引等によって異なります。

1 取得価額の計算

取得価額は、「取得単価×取得株数+取得に要した費用」により計算します。取得に要した費用とは、購入するに当たり支出した買委託手数料（消費税等を含みます）・交通費・通信費・名義書換料等をいいます。

2 同一銘柄を買増した後に、一部売却した場合

同じ銘柄の株式等を買増した後、その一部を売却した場合の取得価額の計算は、その売却損益が「譲渡所得」・「雑所得」・「事業所得」・「信用取引」のいずれに該当するかによって異なります。一般的な上場株式等の売却は、「譲渡所得」に該当します。

①「譲渡所得」・「雑所得」の場合―「総平均法に準ずる方法」

株式等の売却による所得が「譲渡所得」・「雑所得」に該当する場合は、「総平均法に準ずる方法」により取得価額を計算します。

具体的には、株式等をその種類および銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その株式等を最初に取得したとき（その後既にその株式等を売却している場合には、直前の売却のとき）から今回の売却のときまでの取得価額の総額を、これら株式等の総数で除して求めます。

なお、計算した1単位当たりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げます。

②「事業所得」の場合―「総平均法」

株式等の売却による所得が「事業所得」に該当する場合は、「総平均法」により取得価額を計算します。

具体的には、株式等をその種類および銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その年の1月1日に所有していたものとその年中に取得したものととの取得価額の総額をこれら株式等の総数で除して求めます。

③差金決済の信用取引の場合―「個別法」

差金決済の信用取引については、建玉ごとに取得価額を計算します（個別法）。

同じ銘柄について差金決済の信用取引と現物取引をした場合には、差金決済の信用取引については取引ごとに取得価額を計算し（個別法）、現物取引については「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により取得価額を計算します。

④現物決済の信用取引の場合―「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」

現物決済の信用取引については、現物取引と同様に「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により取得価額を計算します。

取得原因別の取得価額の計算等

POINT

- ①証券会社での買付け以外の原因により取得した株式等については、その取得原因によって取得価額の計算が異なります。
- ②株式併合が行われた場合や資本剰余金からの配当を受けた場合、1株当たりの取得価額の調整が必要となります。

1 株式分割・株式併合・株式無償割当て

株式分割、株式併合および株式無償割当て（以下「株式分割等」といいます）が行われた場合は株数が変わりますので、株式分割等後の1株当たりの取得価額も変わります。

株式分割等後の株式の取得価額は次のとおりです。なお、株式無償割当てについては、旧株と同一の種類の株式を取得した場合に限ります。

$$\text{1株当たりの取得価額} = \frac{\text{旧1株当たりの取得価額} \times \text{旧株数}}{\text{株式分割等後株数}}$$

※株式無償割当てにおいて旧株と異なる種類の株式を取得した場合には、旧株の取得価額は変わらず、割当てられた株式の取得価額はゼロになります。

2 資本剰余金からの配当

資本剰余金からの配当を受けた場合は、みなし配当課税と株式売却益課税が行われます。資本剰余金の配当を受けた後の株式の取得価額は次のとおりです。

$$\text{資本剰余金の配当を受けた後の取得価額} = \text{従前の取得価額} \times (1 - \text{払戻し等割合}(\ast))$$

※払戻し等割合は、株主に通知されます。

3 転換社債型新株予約権付社債の権利行使による取得

転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の取得価額は、転換社債型新株予約権付社債の取得価額となります。

4 相続・贈与による取得

相続、遺贈または贈与により取得した株式を売却する場合の取得価額は、元の所有者（被相続人、遺贈者または贈与者）の取得価額を引継ぎます。

相続または遺贈により取得した株式を相続税申告期限の翌日から3年以内（相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内）に売却した場合は、その売却した株式を取得するのにかかった相続税相当額を取得価額に加えることができます（相続税の取得費加算の特例 **P.141**）。

5 財産分与による取得

離婚等による財産分与により取得した株式を売却する場合の取得価額は、財産分与により株式を取得したときの時価となります。

6 従業員・役員持株会を通じた取得

持株会において取得した株式の取得価額は、持株会から交付される精算書などの記載から把握します。持株会から交付された資料では取得価額がわからない場合には、持株会から引き出したときの名義書換日の終値を取得価額とすることができます。

7 他社株償還条項付債券（EB）の償還による取得

EBの償還により取得した上場株式等の取得価額は、そのEBの償還日におけるその上場株式等の時価となります。EBを取得した際の払込み価格でない点に注意が必要です。

8 合併による取得

被合併法人の株主が取得した合併法人株式または合併親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

- ①合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式のみの交付を受けた場合
(イ)適格合併に該当する場合

被合併法人株式の取得価額+取得に要した費用

- (ロ)適格合併に該当しない場合

被合併法人株式の取得価額+被合併法人株式のみなし配当額+取得に要した費用

- ②合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式以外の資産の交付を受けた場合

合併法人株式または合併親法人株式のいずれかの株式を取得するために通常要する価額
(時価)+取得に要した費用

9 株式交換・株式移転による取得

完全子法人の株主が取得した完全親法人株式または完全支配親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

- ①完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式のみの交付を受けた場合

完全子法人株式の取得価額+取得に要した費用

- ②完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式以外の資産の交付を受けた場合

完全親法人株式または完全支配親法人株式のいずれかの株式を取得するために通常要する価額
(時価)+取得に要した費用

10 株式交付による取得

株式交付子法人の株主が取得した株式交付親法人株式の取得価額は、次のとおりです。

① 株式交付親法人株式のみの交付を受けた場合

株式交付子法人株式の取得価額+取得に要した費用

② 株式交付親法人株式および株式交付親法人株式以外の資産の交付を受けた場合

株式交付子法人株式の取得価額×株式交付割合(※)+取得に要した費用

※株式交付割合は下記の算式で計算します。

$$\text{株式交付割合} = \frac{\text{交付を受けた株式交付親法人株式の価額}}{\text{交付を受けた資産の価額の合計額}} \\ (\text{剰余金の配当として交付された資産の価額を除く})$$

上場株式等の売却費用等と売却年の借入金利子

POINT

売却費用等の取扱いは、株式等の売却益の所得区分（譲渡所得、事業所得、雑所得）等、売買と密接に関連しているかにより異なります。

1 売却費用等

①売却委託手数料

売却委託手数料は、「譲渡所得」・「事業所得」・「雑所得」のいずれの所得においても損益計算上控除できます。

②口座管理料

口座管理料は、「事業所得」・「雑所得」に該当する場合には控除できます。一般的な売却である「譲渡所得」の場合は、損益計算上控除できませんが、「事業所得」・「雑所得」に該当する投資一任口座（ラップ口座）における売却の場合は控除できます。

③投資顧問料

投資顧問料は、「事業所得」・「雑所得」に該当する場合には控除できます。「譲渡所得」に該当する場合は、単なる情報提供に対する投資顧問料は費用として認められませんが、成功報酬として支払われるなど、売買と密接に関連していると認められる場合は費用として認められます。「事業所得」・「雑所得」に該当する投資一任口座（ラップ口座）における売却の場合は、投資顧問料は損益計算上控除できます。

2 売却年の借入金利子

売却した株式等の購入に係る借入金利子のうち、その株式等を売却した年に対応するもの（株式売却日までの借入金利子に限ります）は株式等の譲渡所得等の計算上売却収入から控除できます。

事業所得・雑所得の基因となる株式を取得するための借入金利子は、負債利子控除の対象となりません。

なお、株式等の購入のための借入金利子のうち、株式等を売却せずに保有している年に支払うべき利子は、配当所得について確定申告を行えば、配当所得の計算上配当収入から控除できます **P.102**。

上場株式等の売却損益の計算

POINT

- ①上場株式等の売却損益（譲渡所得等）は、「売却収入－取得価額－売却費用－売却年の借入金利子」により計算します。
- ②1年間に複数の株式等の売却取引を行った場合は、1年間の売却損益の集計結果によって取扱いが異なります。

1 売却損益の計算

1年間の売却損益の集計結果が「利益」の場合には、その利益に対して税金がかかります。一方、結果が「損失」の場合には、税金はかかりません。なお、その損失が一定の「上場株式等の売却取引」[P.142](#)により生じたものである場合には、確定申告すれば上場株式等の配当等との損益通算や繰越控除が可能です。

2 利益と損失の通算

①その年のすべての取引が「上場株式等の売却取引」（投資家同士の売買はなし）のケース

その年に行った取引のすべてが「上場株式等の売却取引」である場合は、すべての上場株式等の売却益と売却損を集計して年間損益を計算します。

②上場株式等の売却と一般株式等の売却があるケース

同じ年に上場株式等と一般株式等を両方売却し、それぞれ利益取引・損失取引がある場合、上場株式等同士・一般株式等同士では利益と損失を通算できますが、上場株式等の利益（損失）と一般株式等の損失（利益）は通算できません。

■売却損益の通算の範囲

同じグループ内であれば売却損益の通算が可能です。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.103	未上場株式 P.199
	私募株式投資信託 P.197
特定公社債 P.175	一般公社債 P.176
公募公社債投資信託 P.197 など	私募公社債投資信託 P.197 など

上場株式等の売却益の税金

POINT

上場株式等の売却益は、申告分離課税の対象として、20.315%の税率で課税されます。

1 確定申告

上場株式等の売却取引について1年間の集計結果が利益であった場合は、原則として自ら確定申告し税金を納付しなければなりません。

上場株式等の売却益については、給与所得等の他の所得とは分離して、単独で税額を計算します(申告分離課税)。税率は20.315%です。

2 申告不要

特定口座(源泉徴収あり)内で生じた上場株式等の売却益については、売却益に対して課される所得税・住民税(20.315%)を金融機関が源泉徴収して納付するため、確定申告は不要です。

また、新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAで生じた売却益も、非課税であるため、確定申告をする必要はありません。

上場株式等の売却損と配当等との損益通算

POINT

- ①上場株式等の売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と損益通算することが可能です。
- ②上場株式等の売却損は、特定公社債等の利子等と損益通算することが可能です。

1 損益通算制度

上場株式等の売却取引 **P.142** により生じた売却損は、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等と損益通算することが可能です。損益通算するためには、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等について、原則として、申告分離課税による確定申告を行うことが必要です（上場株式等の配当等を総合課税により確定申告した場合は損益通算できません）。

2 損益通算のルール

①同一年に売却損と配当等・利子等が発生した場合

上場株式等の売却損は、まず、特定公社債等の売却益および償還差益（以下まとめて「売却益等」といいます）と通算します。次に、通算しきれなかった上場株式等の売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算します。

上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算した場合に、損益通算後も上場株式等の売却損が残っている場合には、確定申告により翌年以降3年間繰越すことができます。

②特定口座（源泉徴収あり）における損益通算

特定口座（源泉徴収あり）に上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れている場合、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等および特定公社債等の売却損と上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等とは自動的に損益通算され、損益通算後の利益に対して源泉徴収が行われます **P.153**。

上場株式等の売却損の繰越控除

POINT

- ① 上場株式等の売却損は、確定申告すれば翌年以降3年間繰越することができます。
- ② 繰越された上場株式等の売却損は、翌年以降3年間の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算（繰越控除）することができます。

1 上場株式等の売却損の繰越控除

上場株式等の売却取引 **P.142** により生じた売却損は、確定申告義務はありませんが、確定申告することにより翌年以降3年間繰越することができます。

上場株式等の売却損を上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算した場合は、損益通算後に残った売却損が繰越対象です。繰越した売却損は、翌年以降3年間に生じる各年分の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算できます。

2 適用要件

損失が生じた年について一定の書類を添付した確定申告書を提出し、かつ、翌年以降も連続して確定申告書を提出する必要があります。売却損を繰越した翌年において通算を行わない場合でも、さらに次の年に売却損を繰越するためには、その年も確定申告書の提出が必要です。

3 繰越控除のルール

① 最も古い年に生じた上場株式等の売却損から通算する

前年以前3年内の2以上の年に生じた上場株式等の売却損を繰越している場合は、そのうち最も古い年に生じた売却損から、本年の利益（上場株式等・特定公社債等の売却益等、配当等、利子等）と通算していきます。

② 繰越してきた上場株式等の売却損は、本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等から通算する

前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損は、本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等（申告不要を選択した特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等・特定公社債等の売却益等を除きます）があれば、まず売却益等と通算しなければなりません。繰越してきた売却損が本年の上場株式等・特定公社債等の売却益等と通算してもなお残った場合、本年の上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等との通算が可能となります。

信用取引

POINT

信用取引において差金決済により生じた所得は、「事業所得」または「雑所得」として取扱って差支えないこととされています。

1 信用取引と税金

信用取引の決済方法には、反対売買による差金決済（売決済、買決済）と現物株式の受渡しによる現物決済（現引、現渡）があります **P.142**。それぞれの税務上の取扱いは次のとおりです。

①差金決済の場合

信用取引の方法による上場株式等の売却による所得は、「事業所得」または「雑所得」として取扱って差支えないこととされています。

そして、現物取引の方法による上場株式等の売却と同様に、20.315%の税率による申告分離課税となります。損失が生じた場合には、上場株式等の配当等との損益通算および繰越控除の対象となります。

なお、差金決済により生じた所得は、決済の日の属する年分の所得となります。

また、取得価額は建玉ごとに個別に把握します（「総平均法に準ずる方法」・「総平均法」は適用しません） **P.105**。

②現物決済の場合

(イ)現引

現物株式の取得であり、売却ではないため、現引時点で所得は生じません（現引時における信用買建玉の取得価額によりその株式を取得したものとして処理します）。

なお、その後、取得した現物株式を売却した場合の取扱いは、現物取引と同様です（取得価額は「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により把握します **P.105**）。

(ロ)現渡

手持ちの現物株式の売却として、現物取引と同様の取扱いとなります（取得価額は「総平均法に準ずる方法」または「総平均法」により把握します **P.105**）。

2 配当落調整金・金利・品貸料の取扱い

① 配当落調整金 P.143

配当落調整金は配当落による株価下落の調整部分であり、純粋な配当ではありません。したがって、配当落調整金は「配当所得」には該当せず、次のとおり取扱われます。

決済前の授受	買方(受取側)	信用買建玉の取得価額から控除
	売方(支払側)	信用売建玉の収入金額から控除
決済後の授受	買方(受取側)	支払いを受けた年の総収入金額に算入
	売方(支払側)	支払った年の必要経費に算入

② 金利

信用取引の買方は、証券会社から資金の融資を受けて買建てを行うことから、その融資に係る利息を支払います(買方金利)。一方、信用取引の売方は、株式を借りて売り、その売却代金を証券会社に預けることになるため、決済までの間の利息を受取ります(売方金利)。

この金利については、次のとおり取扱われます。

金利	買方(支払側)	信用取引に直接要した費用の額に算入
	売方(受取側)	信用売付けにかかる株式の売却による収入金額に算入

③ 品貸料 P.143

品貸料が生じた銘柄については、信用取引の売方が品貸料を支払い、信用取引の買方が品貸料を受取ることになります。

この品貸料については、次のとおり取扱われます。

品貸料	買方(受取側)	信用買付けにかかる株式の売却による収入金額に算入
	売方(支払側)	信用取引に直接要した費用の額に算入

エンジェル税制

POINT

- ①個人投資家が、一定要件を満たしたベンチャー企業（特定中小会社）に出資した場合の税制優遇措置をエンジェル税制といいます。
- ②入口（出資時点）での優遇制度と、出口（その出資が不成功に終わったケース等）での優遇制度があります。

1 対象となる出資先

特定中小会社（中小企業のうち、設立年数・研究者等の比率、営業活動におけるキャッシュフロー・試験研究費等の割合等に関する一定の要件を満たす株式会社）

2 対象となる個人投資家

次の要件をいずれも満たす必要があります。

①金銭の払込みにより、対象となる特定中小会社の株式を取得していること

※他人から譲り受けた株式や、現物出資・相続により取得した株式は対象となりません。

②出資先の特定中小会社が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主グループの所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

※所有割合：持株割合または議決権保有割合

※株主グループ：株主およびその家族や関係会社等

3 税務上の取扱い

① 入口版—特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

入口（出資時点）では次の2つの優遇制度があります。同一年中に取得をした同一銘柄の株式については、いずれか1つの選択適用となります。

（イ）同一年の株式等の売却益等からの控除

株式発行の際の払込みにより特定中小会社の特定株式を取得した場合は、その取得価額相当額（※）を、まず同一年の一般株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。控除しきれない場合は、その年の上場株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。

（※）2024年度税制改正において、取得価額相当額に、特定株式が一定の株式会社により発行された一定の新株予約権の行使により取得されたものである場合の当該新株予約権の取得価額相当額を含め、適用対象に、一定の株式会社により発行される特定株式を一定の信託（指定金銭信託（単独運用））を通じて取得する方法を加えることとされました。

（ロ）同一年の所得からの寄附金控除

特定新規中小会社に出資した金額は、800万円を限度として寄附金控除の対象とすることができます。

② 出口版—特定中小会社が発行した株式に係る売却損の繰越控除等

（イ）売却損の3年間繰越控除

一定要件を満たす特定中小会社の株式を公開前に売却して損失が生じた場合において、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

（ロ）株式価値喪失損失

一定要件を満たす特定中小会社が株式公開前に解散し清算終了等に至り株式の価値が喪失した場合、その株式価値喪失損失を売却損とみなし、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算します。通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

（ハ）譲渡時における取得価額の調整計算

上記①（イ）の適用を受けた場合、株式の取得価額は、その株式の取得に要した金額から上記①（イ）の適用を受けた金額を控除した金額とされます。

なお、2023年度税制改正により、設立後5年未満であること、営業損益がゼロ円未満であること等、一定の要件を満たす場合、株式の取得価額は、上記①（イ）で取得時に

控除をした金額のうち、20億円を超える部分の金額を、その取得に要した金額から控除した金額とされました。

上記①(ロ)の適用を受けた場合、株式の取得価額は、その株式の取得に要した金額から上記①(ロ)の適用を受けた金額を控除した金額とされます。

コラム column

スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

1 制度の概要

一定の居住者等が設立1年未満の中小企業者であること等その他一定の要件を充足するスタートアップの株式を払込みにより取得した場合、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、その株式の取得に要した金額の合計額を控除できる措置（スタートアップ再投資税制）が2023年度税制改正で創設されました。

2 対象となる出資先

2023年4月1日以後、その設立の日の属する年の12月31日において特定新規中小企業者に該当する株式会社で、その設立の日以後の期間が1年未満であることその他一定の要件を満たすもの

3 対象となる個人投資家

次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ①金銭の払込みにより、対象となる設立特定株式（上記②の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式）を取得していること
- ②対象会社の発起人に該当し、対象会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた者に該当しないこと

4 税務上の取扱い

①入口版 - 設立特定株式の取得に要した金額の控除

株式発行の際の払込みにより設立特定株式を取得した場合は、その取得価額相当額を、まず同一年の一般株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。控除しきれない場合は、その年の上場株式等グループ **P.111** の売却益等から控除することができます。

なお、この制度は、「エンジェル税制（9. **3** ①イ又はロ）」との選択適用となります。

②出口版 - 設立特定株式に係る売却損の繰越控除等

（イ）売却損の3年間の繰越控除

一定の要件を満たす設立特定株式を公開前に売却して損失が生じた場合において、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損

コラム column

は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

(ロ) 株式価値喪失損失

一定の要件を満たす設立特定株式が株式公開前に解散し清算終了等に至り株式の価値が喪失した場合、その株式価値喪失損失を売却損とみなし、同一年の一般株式等グループの売却益等と通算します。通算しきれなかった売却損は、同一年の上場株式等グループの売却益等と通算できます。さらに通算後に残った売却損は、翌年以降3年間繰越し、翌年以降3年間に生じる一般株式等グループの売却益等および上場株式等グループの売却益等と通算することができます。

(イ) 譲渡時における取得価額の調整計算

本制度を利用した場合、設立特定株式の取得価額は、上記①で控除をした金額のうち、20億円を超える部分の金額を、その取得に要した金額から控除した金額とされます。

税制適格ストック・オプション

POINT

一定要件を満たす「税制適格ストック・オプション」は、権利付与時および権利行使時に課税はなく、そのストック・オプションを権利行使して得た株式の売却時に課税されます。

1 税務上の取扱い

税制適格ストック・オプションの税務上の取扱いを具体例で説明します。

①権利付与時

取締役等に税制適格ストック・オプションを付与した場合、権利付与時に課税はありません。なお、税制適格ストック・オプションは権利行使価額が権利付与契約時の時価以上であることが要件とされているため、権利付与契約時の時価が900円の場合、権利行使価額は900円以上である必要があります（以下、仮に権利行使価額を1,000円とする）。

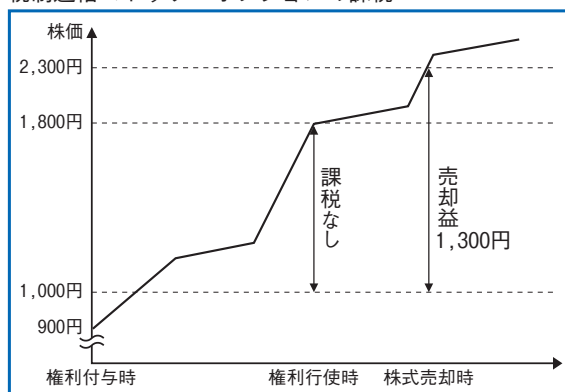
②権利行使時

取締役等が、例えば株価が1,800円になった時にストック・オプションを権利行使した場合、権利行使価額である1,000円を払込んで1,800円の株式を取得します。取締役等は経済的利益800円（1,800円-1,000円）を得ていますが、税制適格ストック・オプションの場合、株式売却時まで課税が繰延べられます。

③株式売却時

取締役等が税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した株式を、株価が2,300円の時に売却した場合、売却価額2,300円と権利行使価額1,000円との差額1,300円が株式の売却益として課税されます。

税制適格ストック・オプションの課税



2 税制適格ストック・オプションの要件

税制適格ストック・オプションは、次の①～③の要件を満たすことが必要です。

①ストック・オプションの付与対象者の要件

株式会社またはその子会社の取締役、執行役、使用人、これらの相続人および一定の要件を満たす中小企業者等の取締役及び使用人等以外の個人（中小企業等経営強化法に従って従事する社外高度人材（※1））が対象です。ただし、大口株主（上場会社等については発行済株式総数の10分の1超、それ以外の会社については3分の1超を所有する株主）やその親族等特別関係者は対象者から除かれます。

（※1）一定の要件を満たした社外高度人材が対象ですが、2024年度税制改正で、新たに、非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象が拡大されました。

②権利付与契約の要件

（イ）権利行使は、付与決議日の2年後から10年後までの間に行わなければならないこと（※2）

（※2）2023年度税制改正で、設立から5年未満の非上場会社である一定の株式会社については、権利行使は付与決議日の2年後から15年後までの間に行わなければならないこととされました。

（ロ）権利行使価額の年間合計額が下記金額を超えないこと

1年当たりの権利行使価額

		非上場	上場
設立5年未満（※3）		2,400万円	
設立5年以上 20年未満	非上場（※3）	3,600万円	—
	上場後5年未満（※3）	—	3,600万円
	上場後5年以上	—	1,200万円
設立20年以上		1,200万円	

（※3）令和6年4月1日以後付与ストック・オプションより適用

（リ）権利行使価額が、権利付与契約時の1株当たりの時価以上であること

（ニ）新株予約権について売却禁止であること

（ホ）権利行使に係る新株発行等が付与決議で定める事項に反しないで行われること

（ヘ）権利行使により取得する株式は、その株式会社と証券会社等との間であらかじめ締結される取決めにより、その株式会社から証券会社等に直接引渡され、その営業所等の専用の口座に保管の委託等がされること（※4）

（※4）2024年度税制改正で、発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能となりました。

③権利行使時の書面提出

権利行使時において「権利付与時に、その株式会社の大口株主・その特別関係者に該当しないこと」を誓約し、権利行使した年における他のストック・オプションの行使の有無等を記載した書類をその株式会社に提出する必要があります。

3 留意点

- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式と同一銘柄の他の株式がある場合、取得価額は銘柄が異なるものとして計算します。
- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式は、特定口座・NISA口座に受入れることができません。
- ・権利行使価額の年間合計額が2②を超える行使から権利付与時の課税対象になります（例えば、年間権利行使価額の限度額が1,200万円の場合で、ある年の3月に300万円、4月に400万円、5月に600万円の権利行使をした場合、5月で年間合計額が1,200万円を超えるため、この600万円全額が課税対象になります）。
- ・税制適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式が、他の証券会社等に移管された場合は、その時点で売却したものとして、移管時点での株式時価と権利行使価額との差額に対して課税されます。

コラム column

取引相場のない株式に係るストック・オプションの株価算定

1 概要

権利行使時の課税繰延べが認められる税制適格ストック・オプションに該当するための要件の一つとして、1株当たりの権利行使価額が、「付与契約時の1株当たりの価額」に相当する金額以上であること（権利行使価額要件）が設けられています。

この権利行使価額要件に係る「付与契約時の1株当たりの価額」に関し、取引相場のない株式については、株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストック・オプションの発行等において不安定な税務実務となっていました。

こうした状況に対応するため、国税庁は権利行使価額要件に係る「付与契約時の1株当たりの価額」の算定方法を定めた通達を2023年7月に新設しました。

「付与契約時の1株当たりの価額」は、売買実例等で算定した価額を原則としつつ（原則方式）、取引相場のない株式について、一定の条件の下、財産評価基本通達の評価方法（特例方式）で算定できることとなりました。

特例方式は、財産評価基本通達で定められている「類似業種比準方式・純資産価額方式・配当還元方式」をいいます。

2 株式の区分ごとの株式の価額（原則方式・特例方式の選択の可否）

株式の区分ごとの株式の価額（原則方式・特例方式の選択の可否）

区分			株式の価額	
			原則方式	特例方式
株式	取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額	選択不可
		気配相場等のある株式	気配相場価額 公募等の価額	
	取引相場のない株式	売買実例のある株式	売買実例価額	選択可
		売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して算定した価額	

(注1) 特例方式は、税制適格ストック・オプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時の株価の算定でしか選択することができません。

(注2) 気配相場等のある株式とは、次の株式をいいます。

- ① 登録銘柄として登録されている株式及び店頭管理銘柄として指定されている株式
- ② 公開途上にある株式

コラム column

(※) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

(注3) 売買実例のある株式とは、最近（概ね6月以内）において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

税制非適格ストック・オプション

POINT

株式会社が自社の取締役、執行役、使用人に対してストック・オプションを無償で付与した場合、付与時に課税はなく、原則としてストック・オプションを権利行使した時に、行使時点での株式時価と権利行使価額との差額に対して課税されます。

ここでは最近発行が増えている、権利行使価額が1円である株式報酬型ストック・オプション(税制非適格、売却禁止)を前提に具体例で説明します。

なお、税制非適格ストック・オプションを権利行使して取得した上場株式は、特定口座に受入れることができますが、NISA口座には受入れることができません。

①権利付与時

1株900円の時に、権利行使価額が1株1円のストック・オプションを取締役等に付与します。権利付与時には、取得者に対する課税はありません。

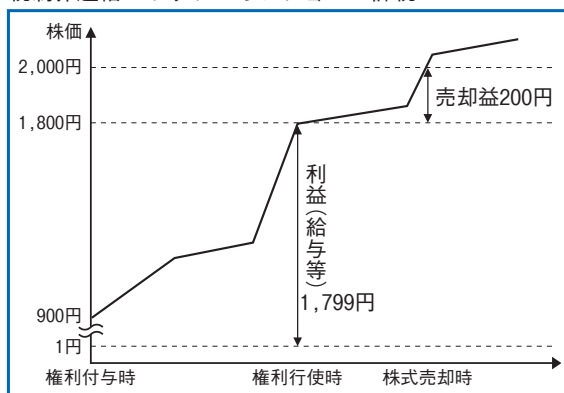
②権利行使時

取締役等が、例えば株価が1,800円になった時にストック・オプションを権利行使した場合、権利行使価額である1円を払込んで1,800円の株を取得します。権利行使時に取締役等が得た経済的利益1,799円(1,800円-1円)は、給与所得等として課税されます。

③株式売却時

取締役等がストック・オプションを権利行使して取得した株式を、株価が2,000円になった時に売却した場合、差額200円(2,000円-1,800円)が株式売却益として課税されます。

税制非適格ストック・オプションの課税



発行会社への株式売却(自己株式の取得)

POINT

- ① 所有する株式を発行会社に売却する場合（発行会社側で自己株式の取得となる場合）には、みなし配当が生じる場合があります。
- ② みなし配当が生じる場合の課税は、売却する株式が上場株式か未上場株式か等に応じて、それぞれの取扱いに従います。

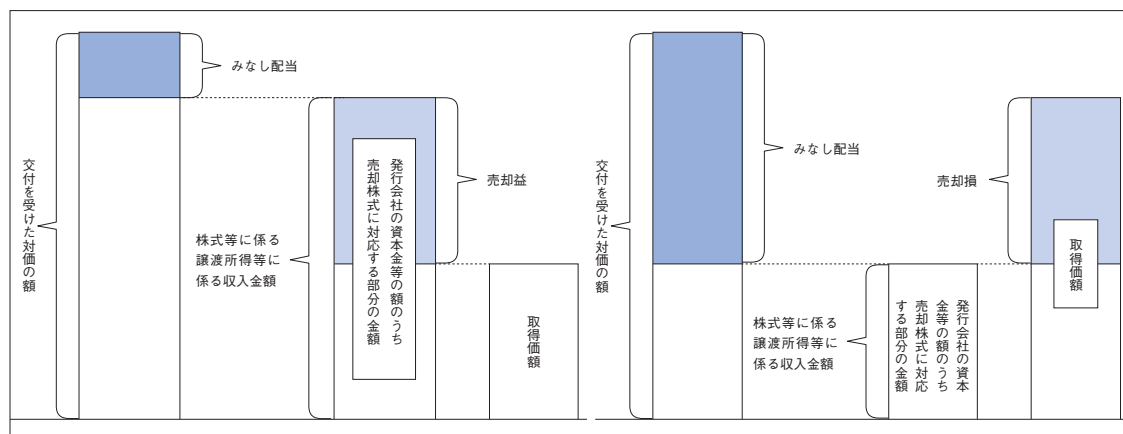
1 発行会社への株式売却（自己株式の取得）

所有する株式を発行会社に対して相対取引または公開買付けにより売却した場合には、みなし配当が生じる場合があります（ToSTNeT取引等、市場における売却の場合には、みなし配当は生じません）。

2 個人に対する課税方法

発行会社への株式売却により交付を受けた対価の額が、発行会社の資本金等の額のうち売却株式に対応する部分の金額を超えるときには、その超える部分の金額は剰余金の配当とみなされます（みなし配当）。

みなし配当が生じる場合、交付を受ける対価の額からみなし配当とされる金額を控除した金額が、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とされ、売却した株式の取得価額との差額が株式の売却損益として取扱われます。



13

第2節 上場株式等の売却

組織再編における株主の取扱い

POINT

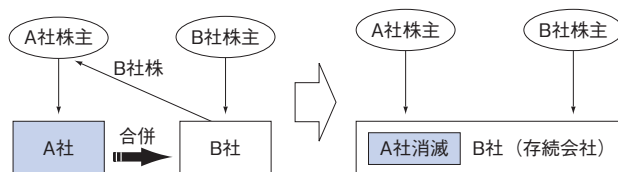
- ①税務上、組織再編は、移転資産に対する支配が組織再編後も継続していると認められるかどうかにより、「適格」または「非適格」に分類されます。
- ②組織再編により株式等の交付を受ける場合には、「適格」と「非適格」のいずれに該当するか、株式以外の金銭の交付の有無により、税務上の取扱いが異なります。
- ③組織再編により売却損益やみなし配当が生じる場合の課税は、売却等したものとされる株式が上場株式か未上場株式か等に応じて、それぞれの取扱いに従います。

1 合併の税務上の取扱い

移転資産に対する支配が継続していると認められる適格合併の場合には、株主に課税はありません。一方、非適格合併の場合には、株主は合併消滅会社の株式を時価により売却したものとして、みなし配当および売却損益が生じることとなります。ただし、合併により交付を受ける財産が合併存続会社の株式のみである場合には、合併消滅会社の株式の売却損益は繰延べられます。

なお、適格合併と認められるには、一定の要件を満たす必要があります。

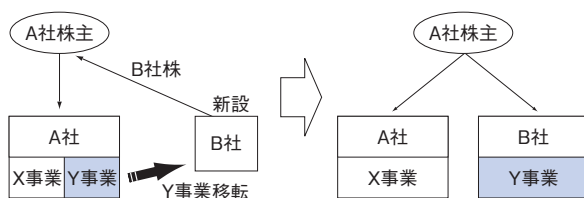
	適格合併	非適格合併	
	株式のみの交付	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じない	生じる	生じない
みなし配当	生じない	生じる	生じる



2 会社分割（分割型分割）の税務上の取扱い

適格分割型分割の場合には、株主に課税はありません。一方、非適格分割型分割の場合には、株主は分割元の会社の株式の一部を時価により売却したものと、みなし配当および売却損益が生じることとなります。ただし、会社分割により交付を受ける財産が分割先の会社の株式のみである場合には、分割元の会社の株式の売却損益は繰延べられます。

	適格分割型分割	非適格分割型分割	
	株式のみの交付	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じない	生じる	生じない
みなし配当	生じない	生じる	生じる

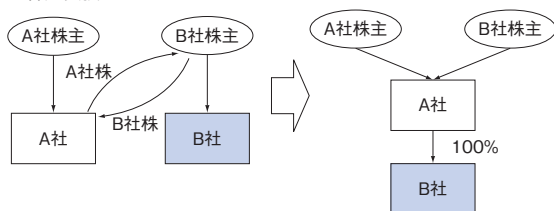


3 株式交換・株式移転の税務上の取扱い

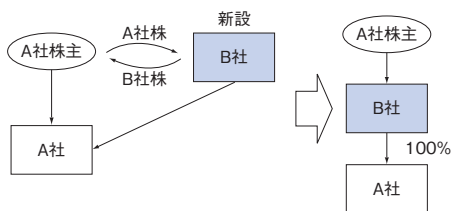
株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の旧株主は、完全子会社となる会社の株式を時価により売却したものと、原則として株式の売却損益が生じることとなります。ただし、株式交換・株式移転により交付を受ける財産が完全親会社となる会社の株式のみである場合には、完全子会社となる会社の株式の売却損益は繰延べられます。

	株式+金銭の交付	株式のみの交付
売却損益	生じる	生じない

<株式交換>



<株式移転>



4 株式交付の税務上の取扱い

株式交付に応じた株式交付子会社の株主は、株式交付子会社となる会社の株式を時価により売却したものとして、原則として株式の売却損益が生じることとなります。ただし、株式交付割合が80%以上の場合は、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益が繰り延べられます（現金等に対応する部分の譲渡損益は、原則どおり認識することとなります）。

株式交付割合が80%に満たない場合は、譲渡損益の課税繰延措置は適用されず、株式に対応する部分も含めて譲渡損益を認識することとなります。

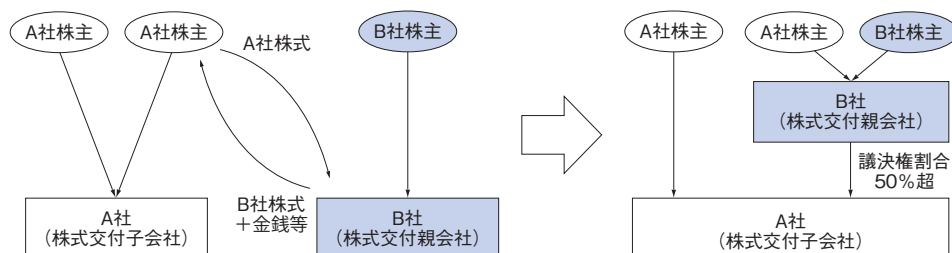
※令和5年10月1日以降に行われる株式交付から、同族会社（非同族の同族会社を除きます）が、譲渡損益の課税繰延の適用対象となる株式交付親法人から除かれることとなります。

	株式のみの交付	株式＋金銭等の交付 (株式交付割合が80%以上)	株式＋金銭等の交付 (株式交付割合が80%未満)
売却損益	生じない	生じる（※1）	生じる（※2）

※1 交付を受けた金銭等に対応する部分のみ売却損益が生じます。

※2 課税の繰延措置は適用されません。

<株式交付>



非居住者の株式売却

POINT

非居住者については、日本の所得税は日本国内で発生した所得（国内源泉所得）についてのみ適用されますが、居住している国における課税に留意する必要があります。

1 非居住者

所得税法では、個人は「居住者」と「非居住者」に区分されており、いずれに該当するかにより異なる課税が行われます。

居住者とは、国内に住所を有しまたは現在まで引続き1年以上居所を有する個人をいい、居住者以外の個人を非居住者といいます。

ここでいう住所とは、個人の生活の本拠をいい、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者等の存否、資産の所在といった客観的事実に基づき、総合的に判断するのが相当とされています。

例えば、1年以上の予定で海外に転勤する場合には、原則として日本国内に住所がなくなりますので、一般的には非居住者となります。

2 課税所得の範囲

非居住者は、日本国内で発生した所得（国内源泉所得）についてのみ課税が生じます。

非居住者の株式売却については、次の所得が国内源泉所得として課税対象となります。①から⑤は15.315%の税率により申告分離課税となり、⑥は総合課税の対象となります（原則として非居住者には住民税が課税されません）。

- ①日本に滞在する間に行う日本の会社の株式の売却による所得
- ②日本の会社の株式等の買集めをし、これをその日本の会社等に対して売却することによる所得
- ③日本の会社の特殊関係株主等である非居住者が行う、その日本の会社の株式の売却による所得
- ④税制適格ストック・オプションの権利行使により取得した特定株式等の売却による所得
- ⑤特定の不動産関連法人の株式の売却による所得
- ⑥日本国内にあるゴルフ場の株式形態のゴルフ会員権の売却による所得

なお、これらに該当する場合であっても租税条約により日本で課税されないことがあります。

ケーススタディ

取得価額と売却益の計算例

株式売却益が「譲渡所得」・「雑所得」となる場合における、取得価額と売却益の計算例は次のとおりです。

A工業株式

	単価(円)	株数
① 4月4日 買	500	10,000
② 5月16日 信用買	550	20,000
③ 8月25日 売決済	610	20,000
④ 10月14日 買	520	10,000
⑤ 11月7日 買	540	5,000
⑥ 12月5日 売	650	25,000

〈信用取引〉

③の1株当たりの取得価額 (=②)
= 550(円) …個別法

③の売却益
= $(610 - 550) \times 20,000 = \underline{1,200,000(円)}$

〈現物の売買取引〉

⑥の1株当たりの取得価額
= $\frac{500 \times 10,000 + 520 \times 10,000 + 540 \times 5,000}{10,000 + 10,000 + 5,000}$
= 516(円) …総平均法に準ずる方法

⑥の売却益
= $(650 - 516) \times 25,000 = \underline{3,350,000(円)}$

売却益計 = $1,200,000 + 3,350,000 = \underline{4,550,000(円)}$

B産業株式

	単価(円)	株数
① 5月9日 買	800	3,000
② 6月24日 買	750	2,000
③ 7月11日 売	900	4,000
④ 8月15日 買	760	3,000
⑤ 9月19日 売	880	4,000

③の1株当たりの取得価額
= $\frac{800 \times 3,000 + 750 \times 2,000}{3,000 + 2,000} = \underline{780(円)}$
…総平均法に準ずる方法

③の売却益
= $(900 - 780) \times 4,000 = \underline{480,000(円)}$

⑤の1株当たりの取得価額
= $\frac{780 \times 1,000 (\text{③の売り残り}) + 760 \times 3,000}{1,000 + 3,000}$
= 765(円) …総平均法に準ずる方法

⑤の売却益
= $(880 - 765) \times 4,000 = \underline{460,000(円)}$

売却益計 = $480,000 + 460,000 = \underline{940,000(円)}$

ケーススタディ

上場株式等の売却損の損益通算および繰越控除の具体例

上場株式等の売却損の損益通算および繰越控除の具体例は次のとおりです。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
①年間の上場株式等売却損益	▲1,000	200	▲500	▲100	▲200
②上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択して確定申告)	200	300	300	300	300
③損益通算後の年間損益 (①+②)	▲800	500	▲200	200	100
④控除額 (過去から繰越してきた損失)	0	▲800 (2020年分)	▲300 (2020年分)	▲500 (2020年分▲300・2022年分▲200)	▲200 (2022年分)
⑤繰越控除後の年間損益 (③+④)	▲800	▲300	▲500	▲300 (2020年分▲100・2022年分▲200)	▲100
⑥控除額残高 (翌年に繰越す損失)	▲800	▲300	▲500	▲200	▲100

〈2020年〉

上場株式等の売却損1,000は、上場株式等の配当所得200と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の売却損800は、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2021年〉

2020年から繰越してきた上場株式等の売却損800は、2021年に生じた上場株式等の売却益200および上場株式等の配当所得300と通算することができます。通算後に残った売却損300は、確定申告することによりさらに翌年に繰越することができます。

〈2022年〉

2022年に生じた上場株式等の売却損500は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った売却損200は、2020年に生じた上場株式等の売却損300と併せて、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2023年〉

2023年に生じた上場株式等の売却損100は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の配当所得200は、前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損のうち、最も古い2020年に生じた売却損300と通算することができます。通算後の2020年分の売却損100は、3年間繰越しの期限切れのため、2024年に繰越することはできません。2022年に生じた売却損200のみ、確定申告することにより翌年に繰越することができます。

〈2024年〉

2024年に生じた上場株式等の売却損200は、同一年に生じた上場株式等の配当所得300と損益通算することができます。損益通算後に残った上場株式等の配当所得100は、2022年に生じた上場株式等の売却損200と通算することができます。通算後に残った売却損100は、確定申告することによりさらに翌年に繰越することができます。

コラム column

出国した場合の特定口座・新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAの取扱い

出国して生活の本拠地が国内になくなることで、税法上「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」に該当しないもの(以下「非居住者」といいます)とされると、居住者であることを前提とする特定口座や新NISA・旧NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISAは利用できなくなります。

1 特定口座の取扱い**①特定口座の廃止(原則)**

出国により非居住者になった場合には、証券会社等に対して、「特定口座廃止届出書」を提出したものとみなされ、特定口座は廃止されます。

②特定口座継続の方法

出国日までに「特定口座継続適用届出書」などを証券会社に提出し、かつ、帰国後に一定の書類とともに「特定口座開設届出書」および「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」を証券会社等に提出することにより、出国前に特定口座に預けていた商品は出国中に出国口座に保管され、帰国後に再開した特定口座に出国口座内の商品を戻して、特定口座での取引を再開することができます。

なお、出国前に特定口座に預けていた商品のほか、その商品について株式分割・株式併合や株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換・株式移転などの事由が生じたことにより取得する一定の上場株式等や、その商品が取得条項付株式、全部取得条項付株式または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債である場合に取得事由の発生または取得決議により取得した一定の上場株式等、その商品が公募株式投資信託である場合に出国後に支払われた分配金の再投資により取得する公募株式投資信託についても、帰国後に特定口座に受け入れることが可能です。

2 新NISA・旧NISA(一般・つみたて)の取扱い**①非課税口座(新NISA・旧NISA(一般・つみたて))の廃止**

出国により非居住者になった場合には、出国の日の前日までに非課税口座(新NISA・旧NISA(一般・つみたて))を開設している証券会社等に「非課税口座出国届出書」を提出する必要があり、非課税口座は出国時に廃止されます。出国時に非課税口座に預けていた商品はすべて特定口座または一般口座に払出されます(特定口座は出国により廃止

コラム column

されますが、上記**1**のとおり、一定の手続きを行うことで帰国後に特定口座に戻して特定口座での取引を継続することができます。なお、特定口座と異なり、出国により非課税口座から払出されたものは、帰国後再開した非課税口座に戻すことはできません。

②非課税口座再開設の手続き

帰国後に非課税口座を再開したい場合は、帰国時に証券会社に「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」などを提出することにより、非課税口座を再開設することができます。なお、「非課税口座廃止通知書」は「非課税口座出国届出書」を提出した際に証券会社等から交付されます。

③非課税口座の継続

上記にかかわらず、会社員が海外転勤を命じられるなどやむを得ない事由で一時的に出国する場合、出国日の前日までに「継続適用届出書」を提出することにより、提出日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日もしくは「帰国届出書」を提出する日のいずれか早い日までの間は、引き続き非課税口座を利用することができます。なお、「継続適用届出書」の提出日から5年を経過する日の属する年の12月31日までに「帰国届出書」が提出されなかった場合には、同日において非課税口座は廃止とみなされます。

なお、国外転出時課税の対象者（出国時点で1億円以上の有価証券等を所有等している者 **P.234**）は、「継続適用届出書」の提出はできません。

3 ジュニアNISAの取扱い

①18歳までに出国した場合

・未成年者口座（ジュニアNISA）からの払出し

未成年者口座（ジュニアNISA）の開設者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までに出国して非居住者になった場合には、出国の日の前日までに未成年者口座を開設している証券会社等に「出国移管依頼書」を提出する必要があり、出国時に未成年者口座に預けていた商品はすべて課税未成年者口座（特定口座または一般口座）に払出されます（未成年者口座は廃止されません）。特定口座に払出されたものの取扱いは、上記**1**と同じです。また、未成年者口座から払出されたものは、帰国後に再開した未成年者口座や新たに開設した非課税口座に戻すことはできません。

※出国の日の前日までに「出国移管依頼書」を提出しない場合は、出国時に未成年者口座は廃止されます。

コラム column

・未成年者口座の再開

帰国後に未成年者口座を再開したい場合、帰国時に証券会社に一定の届出をすることにより、未成年者口座での取引を再開することができます。なお、その年の1月1日において18歳(※)である年の1月1日以後に帰国をした場合は、帰国後に未成年者口座を再開することはできませんが、NISA(非課税口座)を開設して取引することができます。

②18歳以降(払出し制限期間後)に出国した場合

・未成年者口座の廃止

未成年者口座の開設者が、その年の3月31日において18歳である年の1月1日以後(払出し制限期間後)に出国して非居住者となった場合には、出国の日の前日までに未成年者口座を開設している証券会社等に「未成年者出国届出書」を提出する必要がある、未成年者口座は出国時に廃止されます。出国時に未成年者口座に預けていた商品はすべて特定口座または一般口座に払出され、その後の取扱いは上記①と同じです。

・未成年者口座再開設の手続き

帰国後に未成年者口座を再開したい場合は、帰国時に証券会社に「未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座廃止通知書」などを提出することにより、未成年者口座を再開設することができます。なお、「未成年者口座廃止通知書」は「未成年者口座出国届出書」を提出した際に証券会社等から交付されます。

※ 2022年12月31日以前は20歳

※ NISA制度の見直し、ジュニアNISAの廃止についてはコラム **P.171** 参照

コラム column

株式等の売却による所得（譲渡所得、事業所得、雑所得）の区分

1 株式等の売却による所得（譲渡所得、事業所得、雑所得）の区分

原則として「営利を目的として継続的に行われているかどうか」によって判定しますが、次のように取扱って差支えないこととされています。

①譲渡所得

- ・ 所有期間1年超の上場株式等の売却による所得
- ・ 非上場株式等の売却による所得

②事業所得または雑所得

- ・ 信用取引等の方法による上場株式等の売却による所得

2 所得区分による取扱いの相違

- ・ 取得価額の計算は、譲渡所得または雑所得に該当する場合、「総平均法に準ずる方法」によります。事業所得に該当する場合、「総平均法」によります **P.104**。
- ・ 株式等の売却により生じた所得については、所得区分（譲渡所得、事業所得、雑所得）にかかわらず、それらの所得相互において損益の通算が可能です。
- ・ 譲渡所得に該当する場合のみ、相続税の取得費加算の特例の適用があります **P.141**。
- ・ 事業所得または雑所得に該当する場合、管理費（口座管理料、投資顧問料など）は所得計算上費用として認められます。

3 投資一任口座（ラップ口座）における株式取引の所得区分

投資一任口座における上場株式等の売買から生じる所得区分は、事業所得または雑所得に該当すると考えられます。その理由は次のとおりです。

- ・ 投資一任契約は、所有期間1年以下の上場株式等の売買を行うものであること。
- ・ 顧客が報酬を支払って、有価証券の投資判断とその執行を証券会社に一任し、契約期間中に営利を目的として継続的に上場株式等の売買を行っていることと認められること。

コラム column

「時価による売却」とみなされる贈与等

所得税法では、次の事由によって資産の移転があった場合には、その事由が生じた時に、時価でその資産の売却があったものとみなされます。

- ①法人に対する贈与
- ②法人に対する遺贈
- ③限定承認による相続
- ④個人に対する限定承認による包括遺贈
- ⑤法人に対する時価の2分の1未満の金額による売却
- ⑥法人に対する負担付贈与（負担（債務）の金額が、時価の2分の1未満の贈与）

これらの行為が上場株式等について行われた場合は、その終値等により売却したものとみなして、株式等に係る譲渡所得等として課税対象となります。

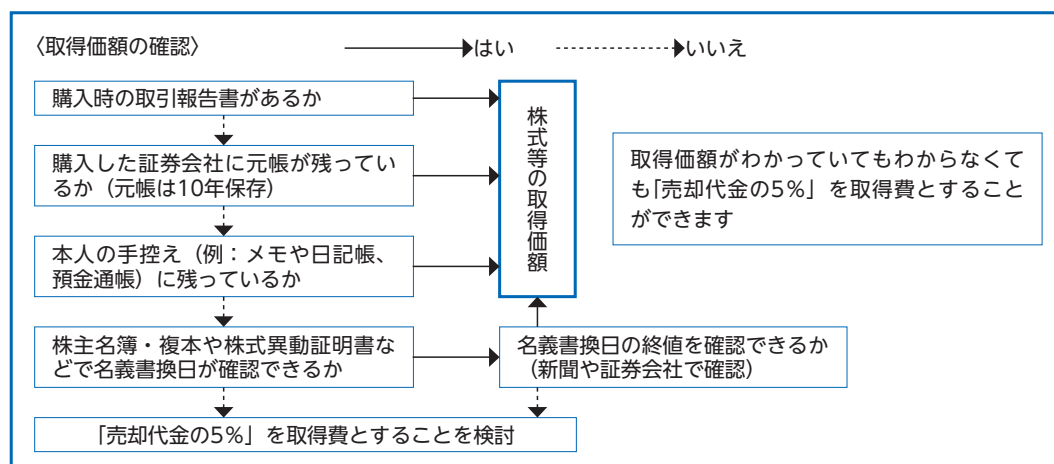
また、2015年7月1日以後、1億円以上の有価証券等を保有する一定の居住者が国外転出する場合、または非居住者に対して有価証券等を贈与、相続もしくは遺贈する場合には、その有価証券等を売却したものとみなし、含み益に対して所得税および復興特別所得税を課税する「国外転出時課税制度」が創設されています **P.234**。

FAQ

上場株式等の実際の取得価額がわからない場合

上場株式等の取得価額がわからない場合の取得価額の確認方法が国税庁ホームページにおいて示されています。

その内容について以下の図にまとめました。



FAQ

相続した上場株式を売却した場合

Q

私の父が2023年8月に死去し、私は父から上場株式を相続しました。私は相続した上場株式を2024年4月に売却し、その売却代金で相続税の申告納税を済ませました。この上場株式の売却損益の計算に当たって、何か留意すべき事項があれば教えてください。

A

相続または遺贈により取得した財産を売却する場合、その財産の取得価額は相続時の時価ではなく、被相続人の取得価額を引継ぎます。また、相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内に相続により取得した財産を売却した場合には、相続税の取得費加算の特例の適用があります。

今回のケースでは、相続開始日の翌日から3年10ヶ月以内に相続により取得した上場株式を売却しているため、その売却損益の計算上、売却した株式について負担した相続税相当額を取得価額に加算することができます。取得費加算額の算式は次のとおりです。なお、相続税の取得費加算の特例を適用するためには、確定申告が必要です。また、本特例を適用できるのは、売却による所得が譲渡所得である場合に限られます。

$$\text{その者の確定相続税額} \times \frac{\text{売却した上場株式の相続税評価額}}{\text{その者の相続税の課税価格（債務控除前の金額）}}$$

※取得費加算額は、その上場株式の売却益を限度とします。

具体例

- ①上場株式の売却代金 1,200万円
- ②売却した上場株式の被相続人の取得価額 800万円
- ③その者の確定相続税額 500万円
- ④その者の相続税の課税価格（債務控除前の金額） 5,000万円
- ⑤売却した上場株式の相続税評価額 1,000万円

株式売却損益の計算

$$1,200\text{万円} - \left(800\text{万円} + 500\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{5,000\text{万円}} \right) = 300\text{万円（株式売却益）}$$

用語説明

1 株式等（申告分離課税の対象となるもの）

- ・ 株式（株主または投資主となる権利、新株予約権、株式・新株予約権の割当てを受ける権利を含む）
- ・ 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他の法人の出資者の持分
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資および資産の流動化に関する法律に規定する優先出資
- ・ 投資信託の受益権
- ・ 特定受益証券発行信託の受益権
- ・ 社債的受益権
- ・ 公社債（発行時に源泉徴収されているものなど一定のものを除きます）

2 上場株式等の売却取引（売却損と上場株式等の配当等との損益通算・繰越控除の対象となる主なもの）

- ・ 証券会社または銀行等への売委託による売却
- ・ 証券会社に対する売却
- ・ 登録金融機関または投資信託委託業者に対する公募株式投資信託の売却（買取請求）
- ・ 公募株式投資信託等の解約請求等
- ・ 株式交換または株式移転による株式交換完全親法人または株式移転完全親法人からの金銭などの交付
- ・ 単元未満株の発行会社に対する売却（買取請求）

3 信用取引の決済方法

① 差金決済

- （イ）売決済 … 新規で買付けた株式（建玉）を売却し、「株式を買う時に借りたお金」と「株式の売却代金」の差額（差金）の受渡しを行うことで決済する方法
- （ロ）買決済 … 新規で売付けた株式（建玉）を買戻し、「株式を借りた時の売却代金」と「株式を買戻した時の代金」の差額（差金）の受渡しを行うことで決済する方法

② 現物決済

- （イ）現引 … 信用取引で買付けた株式（建玉）について、買付代金相当額を証券会社に支払って融資を返済し買付株を現物株として引取る方法
- （ロ）現渡 … 信用取引で売付けた株式（建玉）について、売付けた株式と同種同量の株式（もともと持っていた現物株式や別途調達した現物株式）を証券会社に引渡して借り株を返済し売却代金を受取る方法

4 配当落調整金

信用取引で株を買うと、売った方から配当金相当額が支払われます。これは、配当落ちによる株価下落分の調整で、配当金そのものではありません。

この配当金相当額(配当落調整金)は、配当所得に該当せず、キャピタルゲインの計算において考慮されることになります。そのため、配当控除の対象にはなりません。

5 品貸料

信用取引においては、その時の市況により売り注文が買い注文を上回る場合があります。

株式の貸付けを行う証券会社は、株式が不足すると、証券金融会社から株式を調達します。さらに証券金融会社内でも株式が不足した場合、証券金融会社は、外部から株式を調達することになります。このときにかかる費用を品貸料といいます。